リレー・フォー・ライフ・ジャパンやまぐち実行委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、正式名を「リレー・フォー・ライフ・ジャパンやまぐち実行委員会」という。 (事務局)

第2条 本会の事務局を 山口県山口市吉敷下東3-1-1 に置く。

(目 的)

第3条 リレー・フォー・ライフ (=命のリレー) は、がん患者支援のチャリティ・イベント。 現在、日本人の2人に1人ががんにかかるといわれており、がんは生涯で誰もがかかり得る病 気である。がん予防、検診で早期発見すること、患者の心のケア、最新医療、情報の開示が必 要で、この運動の意味を広く市民の皆様に理解いただき、がん制圧運動の一助とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行うものとする。

- 1 リレー・ウォーク: サバイバー、ケアギバー(家族、遺族、支援者)を讃え支える。
- 2 ルミナリエ:亡くなった方の追悼と闘病中の方への励ましを行う。
- 3 がん関連の講演、がん早期発見の啓発活動。
- 4 募金活動(公益財団法人日本対がん協会へ寄付)
- 5 イベントを通じてがん患者・支援者の心をつなぐ。

(実行委員)

- 第5条 本会の事業を遂行するにあたって、実行委員を置くこととする。
 - 2 実行委員は、「リレー・フォー・ライフ・ジャパンやまぐち」の趣旨に賛同するがん患者会および関連団体、および個人で構成する。
 - 3 実行委員は「リレー・フォー・ライフ・ジャパンやまぐち」の成功のためにボランティア として参加し、良識をもって行動する。
 - 4 実行委員は、「リレー・フォー・ライフ・ジャパンやまぐち」を政治・宗教・営利に関わる 目的に利用してはならない。

(役員と部会)

- 第6条 役員として、実行委員長、副実行委員長(若干名)及び事務局長を置く。
 - 2 この会には必要な部会を設置し、責任者を置くことができる。

(財 務)

第7条 本会の経費は協賛金、寄付金、その他の収入などによって賄う。

(任期)

第8条 この実行委員会の役員の任期は毎年4月1日より「リレー・フォー・ライフ・ジャパンやまぐち」を経て全ての事後処理が終了するまでとする。

付 則

1 この会則は、2016年4月1日から実施する。

責任者 「リレー・フォー・ライフ・ジャパンやまぐち実行委員会」 実行委員長 和崎 美幸